附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（警備業の要件に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の警備業の要件に関する規則（以下この条において「新規則」という。）第一条の規定の適用については、改正法による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第百八十一条第三項、第二百四十一条又は第二百四十三条（旧刑法第二百四十一条に係る部分に限る。）（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は新規則第一条第二号アに掲げる罪とみなし、改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に規定する罪（旧刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は新規則第一条第二号エに掲げる罪とみなす。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この規則の施行前にした第四条の規定による改正前の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第二号に規定する罪に当たる行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条第二号の規定による犯罪経歴保有者の比率の算定及び同法第十二条の五第二項の規定の適用に当たっては、第四条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条に規定する罪に当たる行為とみなす。

○農林水産省告示第千九十七号

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十三号）第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年七月五日

農林水産大臣　山本　有二

表イナリサーチ・フィリピンズ霊長類品質管理センターの施設の項及びサイコンブリック社の施設の項を削る。

○農林水産省告示第千九十八号

犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、平成十六年十一月十一日農林水産省告示第二千十九号（犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、この告示の施行前にこの告示による改正前の平成十六年十一月十一日農林水産省告示第二千十九号に規定する施設において血液中の抗体価を測定した場合においては、当該血液の採取された日から起算して二年を経過する日までは、当該抗体価は、平成十六年十一月十一日農林水産省告示第二千十九号に規定する施設において測定したものとみなす。

平成二十九年七月五日

農林水産大臣　山本　有二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	
施設名称	施設所在地
アトランタ・ヘルス・アソシエイツ	アメリカ合衆国　ジョージア州　カミング所在
カンザス州立大学狂犬病研究所	アメリカ合衆国　カンザス州　マンハッタン所在

犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口に規定する農林水産大臣の指定する検査施設は、次の表に掲げるとおりとする。

施設名称	施設所在地
アトランタ・ヘルス・アソシエイツ	アメリカ合衆国　ジョージア州　カミング所在
カンザス州立大学狂犬病研究所	アメリカ合衆国　カンザス州　マンハッタン所在

改正前	
施設名称	施設所在地
（新設）	（新設）
カンザス州立大学狂犬病研究所	アメリカ合衆国　カンザス州　マンハッタン所在

犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口に規定する農林水産大臣の指定する検査施設は、次の表に掲げるとおりとする。

施設名称	施設所在地
（新設）	（新設）
カンザス州立大学狂犬病研究所	アメリカ合衆国　カンザス州　マンハッタン所在

告　示

○財務省告示第一号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件（平成十六年三月総務省財務省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月五日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

本則に次の一号を加える。

十　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約第二十二条1、3、5及び6

附　則

この告示は、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○外務省告示第二百三十三号

平成二十九年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約について、それぞれの国において法令上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、平成二十九年七月五日に東京で行われた。よって、同条約は、その第三十条1の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成二十九年七月五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉